

業務委託契約書(案)

- 1 業務名 令和8年度 那覇市上下水道局庁舎排水管洗浄業務委託
2 業務内容 別紙仕様書のとおり
3 履行場所 那覇市上下水道局庁舎
4 履行期間 自 令和 年 月 日
至 令和 9 年 3 月 3 1 日
5 業務委託料 ¥ -

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ -

差引額 ¥ -

(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は業務委託料に110分の10を乗じて得た額(1円未満切り捨て)である。

- 6 支払方法 別紙仕様書「13.委託料の支払い」のとおり
7 契約保証金 免除する。
8 特約事項 (1)前金払：適用しない。
(2)部分払：適用しない。

上記の業務の委託について、発注者と受注者は、次の条項に基づき、おのおの対等の立場における合意により業務委託契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自がその1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 那覇市おもろまち1丁目1番1号
那覇市
那覇市上下水道事業管理者 屋比久 猛義

受注者 (所在地)
(商号又は名称)
(代表者)

印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、頭書記載の業務の委託契約について、この契約書に定めるもののほか、仕様書、図面その他発注者が指示する文書等(以下「仕様書等」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約の目的である頭書記載の履行期間内に頭書記載の業務(仕様書等に定める契約の目的物(以下「成果物」という。))がある場合は、成果物を含む。以下、単に「業務」という。)を完了し、成果物がある場合は、完成した成果物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
 - 3 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、関係書類を閲覧させてはならない。
 - 4 この契約に定める催告、請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 6 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
 - 8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
 - 9 この契約に関する一切の紛争については、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の10以上としなければならない。
 - 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(貸与品等)

第9条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、引渡場所及び引渡時期は、仕様書等に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、仕様書等に定めるところにより、業務の完了、仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

(業務内容の変更)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

(履行期間の延長)

第11条 受注者は、その責めに帰することができない事由により、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に対して速やかにその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第12条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は相手方と協議の上、業務委託料その他の契約内容を変更することができる。

(臨機の措置)

第13条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を取らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急にやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を取ることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(監督、検査及び成果物の引渡し等)

第14条 発注者は、受注者の業務履行について随時監督し、必要に応じて指示しなければならない。

2 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく仕様書に定める報告書等を発注者に提出しなければならない。

3 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行わなければならない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者と協議の上、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当な期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の催告による解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当な期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由なく、前条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第3条の規定に違反し、この契約によって生ずる債権を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

(2) 業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者が業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。

(受注者の催告による解除)

第21条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除)

第22条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第10条の規定により、発注者が業務を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が履行期間の2分の1以上に達するとき。

(2) 第10条の規定により、発注者が業務の内容を変更しようとする場合において、当初の業務委託料の3分の2以上減少することとなるとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第23条 第21条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることはできない。

(損害賠償の予定)

第24条 受注者は、第18条第2項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第18条第2項第1号のうち、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合

(2) 第18条第2項第2号のうち、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(発注者の損害賠償請求権等)

第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) 業務に契約不適合があるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第17条又は第18条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 7 引き渡された成果物の契約不適合が仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(相殺)

第28条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する業務委託料請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(補則)

第29条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

令和8年度 那覇市上下水道局庁舎排水管洗浄業務委託 仕様書

この仕様書は、那覇市上下水道局（以下「発注者」という。）の発注する「令和8年度 那覇市上下水道局庁舎排水管洗浄業務委託」に必要な事項を定めるものとする。

1. 件名

令和8年度 那覇市上下水道局庁舎 排水管洗浄業務委託

2. 履行場所

那覇市上下水道局庁舎

3. 業務目的

排水管内部に付着した汚れを除去することにより、排水管の詰まりによる排水の逆流、汚損、悪臭の発生を予防し、局庁舎を環境衛生上良好な状態に維持することを目的とする。

4. 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

5. 履行時期及び洗浄作業回数

(1) A棟及びB棟 年2回（6月以内ごとに1回）

(2) 契約期間内の閉庁日（土日・祝日）に実施するものとする。ただし、A棟は土曜日不可。

(3) 発注者は作業日時を受注者と調整のうえ、指定することができるものとする。

(4) 作業日数は1回の洗浄につき2日以内とする（例：1日目A棟、2日目B棟）。

作業時間は、午前8時30分から午後5時までを原則とし、発注者と調整する。

6. 適用法規・基準

本業務の履行に当たっては、以下の各号に定める適用法令等を遵守すること。

(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

(2) 労働安全衛生法

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(4) その他関連法規

7. 資格など

業務責任者には、排水管清掃作業監督者又は産業洗浄技能士の資格を有する者を配置すること。

8. 作業範囲

洗浄は、A棟及びB棟各階の給湯室のシンク、トイレ、洗面台、A棟1階委託員詰所内シャワー、A棟2階水質試験室のシンク及びシャワー、A棟4階男女各シャワー室の、汚水・雑排水管流入口より下水溝までの雑排水本管、各枝管、外部集合マス系とする。

9. 実施方法

(1) 流入管に付着した物質並びに排水管及び通気間の内部の異物を除去し、必要に応じ、消毒等を行う。汚水・雑排水管は、排水管関係専用の洗剤を使用し、いずれも高圧洗浄機、専用ワイヤー等を用いること。

(2) 本業務により生じた廃棄物については、発注者の指示のあったものを除いて、受注